

株式交換に関する事後開示書類
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2024年4月26日

株式会社クラウドワークス
株式会社AI tech

2024年4月26日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎

東京都千代田区神田和泉町1番地6-16
ヤマトビル405
株式会社AI tech
代表取締役 秦 涼一郎

株式交換に関する事後開示書面

株式会社クラウドワークス（以下「クラウドワークス」といいます。）及び株式会社AI tech（以下「AI tech」といいます。）は、2024年4月25日を効力発生日として、クラウドワークスを株式交換完全親会社、AI techを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法（以下「法」といいます。）第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第190条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

- 1 株式交換が効力を生じた日（施行規則第190条第1号）
2024年4月25日
- 2 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（施行規則第190条第2号）
 - (1) 法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。
 - (2) 法第785条の規定による手続の経過
AI techは、2024年3月27日、法第785条第3項の規定により、AI techの株主に対して本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるクラウドワークスの商号及び住所を通知いたしました。所定の期間内に法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求をした株主はいませんでした。
 - (3) 法第787条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 法第789条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- 3 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（施行規則第190条第3号）
 - (1) 法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換は、法第796条第2項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 法第797条の規定による手続の経過
クラウドワークスは、法第797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、クラウドワークスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるAI techの商号及び住所を、2024年3月27日付で電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、法第796条第2項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
 - (3) 法第799条の規定による手続の経過
本株式交換は、法第796条第2項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、該

当事項はありません。

- 4 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（施行規則第190条第4号）
本株式交換により、クラウドワークスに移転したAI techの株式の数は、本株式交換によりクラウドワークスがAI techの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるAI techの発行済株式総数である30,000株です。
- 5 その他株式交換に関する重要な事項（施行規則第190条第5号）
- (1) 法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したクラウドワークスの株主はいませんでした。
- (2) AI techは、会社法第783条第1項の規定により、2024年4月19日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) クラウドワークスは、本株式交換により、基準時のAI techの株主に対し、その保有するAI techの普通株式1株につき6.0233株の割合をもってクラウドワークスの普通株式を割当交付いたしました。なお、クラウドワークスが割当交付したクラウドワークスの普通株式の合計は、180,699株です。
- (4) 本株式交換により増加するクラウドワークスの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 資本金 | 0円 |
| ② 資本準備金 | 会社法計算規則第39条に従い、クラウドワークスが別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0円 |

以上